

2026年6月19日

財務省 同時発表

対外経済

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査の期間を延長します

経済産業省及び財務省は、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査について、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、当該調査の期間を4か月延長して令和8年11月21日までとすることとしました。

1. 概要

経済産業省及び財務省は、中華人民共和国（注1）産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（注2）に対する不当廉売関税の課税に関する調査について、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、当該調査の期間を4か月延長して令和8年11月21日までとすることとしました。

経済産業省及び財務省は、昨年7月22日より、当該不当廉売関税の課税に関する調査を実施してまいりました。調査期間は、原則として1年以内とされていますが、必要な場合には6か月以内に限り延長できることとされています。

（注1）香港地域及びマカオ地域を除く。

（注2）鉄に10.5%以上のクロムを含有し、ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超える合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される。

関連資料

（資料）中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件（令和8年財務省告示第178号）

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部特殊関税等調査室長 森井

担当者:永井、坂口

電話:03-3501-1511(内線 3256)

メール: bzl-qqfcbk★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

製造産業局 金属課長 鍋島

金属課 企画官 中谷

担当者:今福、焼家

電話:03-3501-1511(内線 3661)

メール: bzl-kinzoku-kokusai★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください